（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第四十八条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第七条の表に次のように加える。

第二十五条第七項	第十九条第三項又は第五項	第二十六条において読み替えて準用する第十九条第三項又は第五項

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第四十九条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第三条第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同条第二項中「国民年金」を「国民年金」に改める。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五十条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第四項の表以外の部分中「第三項並びに」を削り、「改正後審査会法第三条第二号」を「社会保険審査官及び社会保険審査会法第三条第一項第二号」に改め、同項の表平成二十五年改正法附則第百二十二条第二項の規定により読み替えられた改正後審査会法第三条第二号の項中「改正後審査会法第三条第二号」を「社会保険審査官及び社会保険審査会法第三条第一項第二号」に改める。

第九章　農林水産省関係

（土地改良法施行令の一部改正）

第五十一条　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（行政不服審査法施行令の準用）

第三条の二　法第九条第一項（法第四十八条第九項、法第九十五条第三項及び法第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の異議の申出には、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）中審査請求に関する規定（同令第十七条を除く。以下同じ。）を準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

第四十八条の四の次に次の一条を加える。

（異議の申出に関する規定の準用）

第四十八条の四の二　法第五十二条の三第一項（法第五十三条の四第二項（法第九十六条及び法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、法第九十六条及び法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の異議の申出には、第三条の二の規定を準用する。

第七十二条の四の次に次の見出し及び二条を加える。

（行政不服審査法施行令の準用）

第七十二条の五　法第九十八条第三項（法第百十一条において準用する場合を含む。）の異議の申出又は法第九十八条第五項（法第百十一条において準用する場合を含む。）の審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法施行令中再調査の請求に関する規定又は審査請求に関する規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

第七十二条の六　法第九十九条第七項（法第百条第二項（法第百十一条において準用する場合を含む。）、法第百条の二第二項（法第百十一条において準用する場合を含む。）及び法第百十一条において準用する場合を含む。）の異議の申出には、行政不服審査法施行令中審査請求に関する規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

（漁業法施行令の一部改正）

第五十二条　漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「（昭和二十五年政令第八十九号）」の下に「第十五条の二（異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用）」を、「この場合において」の下に「、同令第十五条の二中「公職選挙法」とあるのは「漁業法第九十四条において準用する公職選挙法」と」を加える。

（肥料取締法施行令の一部改正）

第五十三条　肥料取締法施行令（昭和二十五年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（行政不服審査法施行令の準用）

第八条　法第三十四条第二項の意見の聴取については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

（漁業登録令の一部改正）

第五十四条　漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二号及び第三十二条第二項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第三十四条中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（家畜取引法施行令の一部改正）

第五十五条　家畜取引法施行令（昭和三十二年政令第九号）の一部を次のように改正する。

本則第一項中「家畜取引法」の下に「（以下「法」という。）」を加え、「当り」を「当たり」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「いずれか一」を「いずれか」に改め、同項第三号中「すべて」を「全て」に改め、本則第二項中「当り」を「当たり」に改め、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（市場再編整備地域の指定に係る最低基準）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（行政不服審査法施行令の準用）

第二条　法第三十一条第一項の意見の聴取については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

（農業機械化促進法施行令の一部改正）

第五十六条　農業機械化促進法施行令（昭和四十年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（行政不服審査法施行令の準用）

第五条　法第十三条第二項の意見の聴取については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

（農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第五十七条　農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（行政不服審査法施行令の準用）

第八条の二　法第十一条第三項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出又は法第十一条第五項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）中再調査の請求又は審査請求に関する規定（同令第十七条を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。